

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の概要

- (1) 監査対象部局 会計課・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会・農業委員会事務局
- (2) 監査実施期間 令和2年9月25日～令和2年12月7日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに執行された事務事業について、各課等に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

## 2. 監査の結果

監査対象部局の令和2年9月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

### (1) 各課等の監査項目及び着眼点

#### 【会計課】

(歳出)

監査項目 公金総合保険料

- 着 眼 点 ①保険料の算出は適正に行われているか。  
②支出負担行為は適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 会計年度任用職員報酬及び会計年度任用職員期末手当

- 着 眼 点 ①支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。  
②金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

#### 【議会事務局】

(歳出)

監査項目 全員協議会室音響機器購入

- 着 眼 点 ①相手方及び選定方法は適切か。  
②支出手続きは適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 議会会議録関係業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。  
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

③委託料の支出は適正に行われているか。

**【選挙管理委員会事務局】**

(歳出)

監査項目 選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会委員報酬

着 眼 点 ①支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。  
②支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

**【監査委員事務局】**

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

着 眼 点 ①負担金等の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。  
②負担金等の支出は適正に行われているか。

**【農業委員会事務局】**

(歳入)

監査項目 農業者年金業務委託手数料

着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
②調定の時期及び手続きは適正に行われているか。

(歳出)

監査項目 農地台帳システム保守委託料

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。  
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

## (2) 各課等の監査結果

### 【会計課】

(歳出)

監査項目 公金総合保険料

(9月末現在)

予算額	支出済額
114,000 円	113,011 円

着 眼 点 ①保険料の算出は適正に行われているか。  
②支出負担行為は適正に行われているか。

本市では、取り扱う公金が日本国内において輸送中および保管中に事故によって損害が発生した場合に備え、全国市長会の公金総合保険に加入している。

この保険において対象となる事故は、火災、爆発等による損害、盗難、強盗、引ったくりによる損害、台風、洪水による損害、集金者等の集金した公金が詐欺にあった場合の損害で、対象となる公金の範囲は、①市が取り扱う現金等（一般会計、特別会計、地方公営企業会計、その他歳計外現金等の収入金又は支払金）②市職員および市の委託を受けた集金者（コンビニエンスストア等を含む）が個別に徴収した税金、保険料、保育料、各種事務手数料及び施設使用料等 ③職員の給与、賞与及び支払いのための保管中の現金等である。

また、対象とならない事故とは、①市等の故意もしくは重大な過失又は法令違反による損害 ②地震、津波による損害 ③置き忘れ、紛失による損害 ④勘定間違い、支払いの過誤、受取不足等の出納過誤による損害等である。

保険料の算出方法は、人口によって4段階に区分されており、本市は20万人以下の都市に区分され、1年間につき住民1人あたり1.96円となっている。人口については、加入時点で把握される最新の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む。）で算出することとなっており、本市の保険料は、令和2年2月末現在の人口57,659人に1.96円を乗じた113,011円（円未満切捨て）となる。

また、加入に際しては、加入依頼書を保険期間開始前に全国市長会に到着するように送付し、請求書が返送されたら、保険期間開始日より1ヶ月以内に支払うことになっている。

本市は令和2年3月23日に加入する旨起案し、決裁後、加入依頼書を送付し、返送された請求書により、同年4月1日に支出負担行為書及び支出命令書を起票し、同年4月13日に支払いを行っている。支出負担行為書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 会計年度任用職員報酬及び会計年度任用職員期末手当

(9月末現在)

	予算額	支出済額
会計年度任用職員報酬	4,189,000 円	1,647,450 円
会計年度任用職員期末手当	806,000 円	351,235 円

- 着 眼 点 ①支出金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。  
②金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

現在、会計課では3名のパートタイム会計年度任用職員を雇用している。雇用の目的は、指定金融機関が庁内に派出して市金庫として公金の収納等の業務を行っているが、午後4時に閉鎖され、それ以降の業務が必要となることや、各課からの振込処理等の会計事務が増加しており、円滑な事務運用を行うためである。

高石市会計年度任用職員等の給与及び費用弁償に関する条例(以下「条例」という。)が令和2年4月1日より施行され、パートタイム会計年度任用職員の給与は、条例第3条により、報酬及び期末手当と定められており、また、同条例第4条で報酬は、基本報酬、時間外勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬となっている。

パートタイム会計年度任用職員は、基本報酬を月額、日額、時間額で定められ、この3名については、時間額で基本報酬を定める者で、その基本報酬の額は、一般職の職員の給与に関する条例の別表第1に格付けされた給料月額に100分の11を乗じて得た額をその給料月額に加算し、155で除した額(146,100円×1.11÷155=1,046円(1円未満切り捨て))に勤務時間を乗じた額を支給するとなっている。

また、期末手当は期末手当基礎額(基準日以前6ヶ月以内の期間における基本報酬の1月当たりの平均額)に100分の130を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間における在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額となっている。

金額積算の根拠となる時間数は、出勤簿の記録と合致している。なお、決裁行為書、支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

#### 【議会事務局】

(歳出)

監査項目 全員協議会室音響機器購入

(9月末現在)

予算額	支出済額
2,387,000 円	2,145,000 円

- 着 眼 点 ①相手方及び選定方法は適切か。  
②支出手続きは適正に行われているか。

市庁舎本館3階全員協議会室の音響設備について、スピーカーは昭和51年 全員協議会室整備時に、有線マイクは昭和60年に、その他の音響機器は平成14年にそれぞれ購入し設置されたものである。

各音響機器は経年使用による老朽化が進んでおり、不具合により一部機器が使用不能となり、会議の運営に度々支障が生じるようになった現況を踏まえ、音響機器を一新したものである。

導入機器については、事務局が参考リストに掲げる機器と同等以上のものとし、設置にあたっては、既存のマイクユニット（11箇所）・スピーカー（天井6箇所を含む9箇所）を撤去のうえ各々新設した。主な導入機器は下記のとおりである。

デジタルステレオミキサー	2台
デジタルアンプ（卓上型・4ch）	各1台
ダイナミックマイク	11本
ラインアレイスピーカー	2台
天井埋め込みスピーカー	6台

スピーカーは、複数のスピーカーを連結させて構成されたラインアレイスピーカーと天井埋め込み式スピーカーを併設し、音のバランスに配慮のうえハウリングを抑制するなど、室内での音声が明瞭に聞き取れかつ高品質な音で録音できるものとし、またラジオ電波の混信対策も講じられている。周辺機器（ミキサー、アンプ）の収納は、既存の操作卓横のラックを使用するものとしている。

業者選定については、高石市指名競争入札参加者選定基準に基づき、有資格者名簿の物品において「通信」を希望する業者のうち市内業者6社すべてと、本市にて同種業務の実績を有する3社を加えた9社を選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき指名競争入札を行っており、契約内容については下記のとおりである。

契約者名	ジャトー株式会社
契約年月日	令和2年7月6日
契約期間	令和2年7月6日から令和2年8月31日まで
契約金額	2,145,000円
契約保証金	高石市契約規則第46条第8号の規定により免除
支払方法	物品検査後、請求があった日から30日以内

本機器購入にかかる支出手続きについて、決裁行為書、契約書、支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 議会会議録関係業務委託料

(9月末現在)

予算額	支出済額
3,787,000 円	1,006,190 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
  - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
  - ③委託料の支出は適正に行われているか。

本委託業務には、議会会議録作成業務と議会ホームページ、会議録検索システム配信業務があり、その他システムの運用に必要なデータ等のバックアップや不正アクセス対策やシステム障害発生時の復旧等の対応も含まれている。

議会会議録作成業務は、録記（録音テープ等反訳）業務と会議録作成業務があり、会議録はその書式等として、禁則処理、修飾等を施すほか会議録調製における修文処理基準により修文処理され、紙面による原本1冊とデータ（ワード形式）で納品される。

議会ホームページ、会議録検索システム配信業務は、議会ホームページの内容について随時更新作業を行い、また会議録については閲覧及び検索が可能なようにして、インターネット配信するものである。なお、このシステムについてはASP（アプリケーションサービスプロバイダ）方式によるものとしている。

業者の選定については、高石市指名競争入札参加者選定基準に基づき、有資格者の中より本市並びに他の地方公共団体で同種業務の実績がある3社を指名し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を行っている。

なお入札は、録記料（1時間当たり）、配信料（1月当たり）及び入力料（1頁当たり）のそれぞれの単価に本市が指定する時間数等に乗じて得た金額の合計額とし、発注の限度額を設定している。契約内容については下記のとおりである。

契約者名	株式会社会議録研究所		
契約年月日	令和2年4月1日		
契約履行期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで		
契約金額	録記料	1時間当たり	16,280円（×180時間）
	配信料	1月当たり	46,530円（×12月）
	入力料	1頁当たり	144円（×1,500頁）
	※（）内は本市が指定する時間数等		
発注限度額	3,787,000円		
契約保証金	高石市契約規則第46条第8号の規定により免除		
支払方法	検収後、請求があった日から30日以内		

また、本業務に係る過去3年間の支出の内訳は下記のとおりである。

	速記料 (待時料含む)	テープ録記料	データ作成料	ホームページ 配信料	合 計
平成29年度	1,207,170円	1,319,544円	209,526円	548,208円	3,284,448円
平成30年度	1,139,193円	1,150,848円	222,075円	548,208円	3,060,324円
令和元年度	1,008,701円	873,940円	205,281円	553,284円	2,641,206円
令和2年度	—	675,620円	97,920円	232,650円	1,006,190円

※令和2年度から速記者を廃止している。(令和2年度は9月末現在。)

決裁行為書、契約書、仕様書及び支出命令書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

### 【選挙管理委員会事務局】

(歳出)

監査項目 選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会委員報酬

(9月末現在)

予算額	支出済額
1,416,000円	708,000円

- 着 眼 点 ①支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。  
②支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、地方自治法の規定により設置されている行政委員会で、一般行政の執行機関である市町村長から独立した機関となっている。

委員会は、選挙が公正・適正に行われるように選挙に関する事務を管理する機関として設置され、議会で選挙された4人の委員により構成され、いずれも非常勤特別職地方公務員の身分を有し、市町村長から一定額の報酬を受ける。その額は、高石市報酬及び費用弁償条例第2条の規定に基づき下記のとおり定められている。

区 分	報酬額
選挙管理委員会委員長	月額34,000円
選挙管理委員会委員	月額28,000円

委員会の運営等に関し必要な事項は、高石市選挙管理委員会に関する規程において定められており、委員会の会議は定例会と臨時会とし、定例会は、毎月1回開催するものとし、臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員から請求があったときに開催すると定められている。

令和2年度における選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会委員の報酬は、下記のとおりであり、決裁行為書、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

選挙管理委員会委員長・委員報酬

	支出負担行為日	支払日	委員長報酬額	委員（3名）報酬額
4月	4月1日	4月20日	34,000円	84,000円
5月	5月1日	5月20日	34,000円	84,000円
6月	6月1日	6月19日	34,000円	84,000円
7月	7月1日	7月20日	34,000円	84,000円
8月	8月1日	8月20日	34,000円	84,000円
9月	9月1日	9月18日	34,000円	84,000円

【監査委員事務局】

(歳出)

監査項目 負担金補助及び交付金

(9月末現在)

予算額	支出済額
44,000円	41,000円

着 眼 点 ①負担金等の算出は、合理的な基準により適正に行われているか。  
②負担金等の支出は適正に行われているか。

負担金等については、全国都市監査委員会、近畿地区都市監査委員会、大阪府都市監査委員会の会費及び三地区共催都市監査事務研修会参加負担金となっている。

各委員会の概要及び会費の算定基準については、次のとおりである。

○概要

全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発展を図ることとして、昭和27年に設立された組織で、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州の各地区都市監査委員会を構成する都市（会員都市の加入する一部事務組合等を含む。）の監査委員をもって組織され、令和2年3月1日現在、814の都市等が加盟している。主な活動は、会員都市間の監査実施状況等の情報交換や監査に関する研修会等の開催、先進的な監査手法の研究などであり、監査委員監査のレベルアップを目指している。

近畿地区都市監査委員会は、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山及び兵庫の各府県の都市（市の加入する一部事務組合を含む。）の監査委員をもって組織され、121団体の都市等が加盟している。この会は、近畿地区監査委員相互並びに全国都市監査委員会との連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営と、その進展を図ることを目的としている。

大阪府都市監査委員会は、大阪府各都市（市の加入する一部事務組合等を含む。）の監査委員をもって組織され、39団体の都市等が加盟している。この会は、大阪府都市監査委員相互並びに近畿地区監査委員会との連絡を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその進展を図ることを目的としている。

○算定基準

- ・全国都市監査委員会会費 23,000円

平成30年7月12日に改正された全国都市監査委員会会則第18条第1項の規定により令和5年度までの会費に限り、人口段階別会費（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口5万人以上10万人未満23,000円〈均等割10,800円＋人口割12,600円〉千円未満は切り捨て。）

- ・近畿地区都市監査委員会会費 10,000円

近畿地区都市監査委員会会則第10条の規定により、政令指定都市・人口30万人以上の都市以外の都市10,000円（均等割2,000円＋監査委員1名につき4,000円×2名。）

- ・大阪府都市監査委員会会費 8,000円

大阪府都市監査委員会会則第12条の規定により、人口段階別会費（人口10万人未満の都市9,000円〈附則第3条により、平成31年度以降の会費については、当分の間8,000円とする。〉）

- ・三地区（東海・北陸・近畿）共催都市監査事務研修会参加負担金 0円  
事務研修会参加負担金として1名につき1,000円を徴収。

（9月末日現在）

負担金等の名称	予算額	支出済額
全国都市監査委員会会費	23,000円	23,000円
近畿地区都市監査委員会会費	10,000円	10,000円
大阪府都市監査委員会会費	8,000円	8,000円
三地区共催都市監査事務研修会参加負担金	3,000円	※ 0円

※ 三地区共催都市監査事務研修会については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から令和2年度の開催は中止となったため参加負担金の支出はなかった。

全国都市監査委員会、近畿地区都市監査委員会、大阪府都市監査委員会のそれぞれの総会は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から令和2年度の開催は中止となり、書面決議による開催となった。

会費等の算定については、上記に記載のとおり、それぞれの会則により定められている。

また、支出負担行為兼支出命令書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【農業委員会事務局】

(歳入)

監査項目 農業者年金業務委託手数料

(9月末現在)

予算額	調定額	収入済額
74,000 円	68,600 円	68,600 円

- 着 眼 点 ①調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
 ②調定の時期及び手続きは適正に行われているか。

農業者年金制度は、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）が、農業者に対して必要な年金給付事業を行うことにより、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として独立行政法人農業者年金基金法に基づき行っている公的年金制度で、その加入資格は60歳未満の国民年金第1号被保険者である農業者とされている。

農業者年金業務委託手数料（以下「委託手数料」という。）は、農業委員会が基金から受託した業務（農業者年金の各種手続業務及び年金加入推進業務等）を処理するために要する経費に充てるため交付される。

委託手数料の交付額については、前年度の現況届や加入申込書等に基づいた金額が交付予定額として基金から通知され、通知に基づき収入手続きを行っている。

令和2年度交付額の積算内容は下記のとおりである。

項 目	金 額	説 明
農委数割	55,000 円	基本額
受給権者比例割	600 円	受給権者数：1名 計算式：600 円×受給権者数
加入推進名簿管理割	11,000 円	加入対象者数：3人 (区分) 1～19人：11,000 円 20～49人：16,000 円 50～99人：23,000 円 100人～：27,000 円
激変緩和等措置	1,945 円	前年度と比較して著しい減額があった場合は、一定割合を激変緩和措置として配分
交付額	68,600 円	上記積算金額の100円未満を切り上げ処理

歳入手続き等は下記のとおりであり、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交付予定額通知日	令和2年4月1日
調 定 日	令和2年4月1日
交 付 請 求 日	令和2年4月16日
収 納 日	令和2年5月29日

(歳出)

監査項目 農地台帳システム保守委託料

(9月末現在)

予算額	支出済額
165,000 円	0 円

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。  
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。

農業委員会は、農地法第 52 条において、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものと規定されている。

また同法第 52 条の 2 第 1 項において、農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、上記の規定による農地に関する情報の整理の一環として、農地台帳を作成するものとされ、農地台帳には、①その農地の所有者の氏名又は名称及び住所 ②その農地の所在、地番、地目及び面積 ③その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利等 ④その他農林水産省令で定める事項について、一筆の農地ごとの情報として記録されている。

本業務は、平成 26 年度に導入した農地台帳システムの保守委託業務で、業務内容としては、操作案内、運用方法案内、固定資産台帳データ照合等である。委託業者については、本市の農地台帳システムを整備したソリマチ株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、見積書徴取のうえ随意契約を締結している。契約内容及び過去 3 年間の契約金額は、下記のとおりとなっている。なお、決裁行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契 約 業 者	ソリマチ株式会社
契 約 履 行 期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
契 約 金 額	165,000 円
契 約 保 証 金	高石市契約規則第 46 条第 8 号の規定により免除
支 払 方 法	検査合格後、請求があった日から 30 日以内

年 度	契 約 金 額
平成 29 年度	162,000 円
平成 30 年度	162,000 円
令和元年度	162,000 円
令和 2 年度	165,000 円